

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 5 月 18 日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25370848

研究課題名(和文) フランス第二帝制下の地域権力に関する比較地域史研究

研究課題名(英文) Historical Comparative Study on Local Political Powers under the Second French Empire

研究代表者

野村 啓介 (NOMURA, Keisuke)

東北大学・国際文化研究科・准教授

研究者番号：00305103

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、第二帝制下ジロンド県を事例に、地域権力と帝制権力の関係にアプローチする試みである。具体的には、1855年のパリ万国博へのワイン出品をめぐる諸利害の動向を手がかりに、その背景となるローカル政治での人材の側面と、これにもとづく地域権力圏の存立可能性とを、地域的差異に留意しつつ検討した。この過程で、格付思想やワインづくりにみる立場の相違が、ボルドー商業と農村部葡萄栽培の地域的対抗関係に関連し、さらに商人と葡萄栽培者という地域間の利害的対照性(ボルドー地方vsブルゴーニュ地方?)にもつらなる可能性が浮上した。のちのAOC法体制との関連においてもまた、さらなる研究の深化が不可欠である。

研究成果の概要(英文)： This study aims at approaching local political powers in the department of Gironde under the Second French Empire, paying attention to their relations with the imperial power. For this purpose, I have analysed different attitudes toward interests in wine such as one represented by Bordeaux merchants, which were observed along with a process of wine presentation for the Universal Exposition of Paris in 1855, in order to clarify the relationship among local elites. I have remarked here that certain situational gaps, which were found in a way of thinking around the classification of wine and the wine-making, could be related to a local rivalry between commerce and viticulture. Furthermore, this aspect is expected to discover opposing regional interests of merchants and viticultural farmers. It also follows that we should pursue more deeply what has been said in the perspective of the AOC's legislation.

研究分野：近代フランス史

キーワード：フランス第二帝制 パリ万国博覧会 ボルドー 地域権力 商人的ワインづくり ワイン法

1 . 研究開始当初の背景

従来、フランス第二帝制史研究では、皇帝の独裁権力にもとづく中央集権化が強力に推進されたという側面と、その反面としての地方側の受動性、従属性とが強調されがちであった。しかし、そもそも「人民主権」原理に立脚する体制として成立した第二帝制は、必然的に「人民」の、それゆえ地方の動向にも配慮せざるをえなかったはずである。以上より、普通選挙制に依拠する第二帝制の成立は、ナポレオン支持者の多い地域レベルの在地権力層にとって、ひとつの重要な画期ともなったと考えられる。

他方、皇帝ナポレオン3世が基本理念にすえたのは、「一般利害」の優越という側面である。彼は、私的な欲望に基礎づけられる特殊利害を対立的にとらえつつ、「一般利害」にもとづく国民的統合をめざしたのであった。帝制が人民主権に依拠する体制であるがゆえに、選挙制度や投票動向が重視されることも多いが、そのような研究はえてして反体制派の台頭を重視することはあっても、帝制統治の地域史的意味とその史的特殊性にきりこむ点において弱かった〔野村啓介『フランス第二帝制の構造』2002年〕。

以上より、重要な課題のひとつとして、地域レベルで構造化され、機能する地域権力（圏）に接近すべく、中央からの推進力としての帝制権力との対峙という局面を具体的に追究するという課題が浮上する。

この観点から、筆者はボルドー商業会議所構成員を中心とする都市指導層に視点を定め、地域権力の内在的実態を探る鍵がボルドー商業会議所（以下、CCBx）とワイン利害の関係にある、との作業仮説にたって研究を進めてきた。前課題である平成20年度～23年度、科研費（基盤研究C）、「フランス第二帝制の万博政策と地域権力に関する基礎研究」（課題番号20520630）はその一環をなすが、一次史料の分析によって具体的に解明する作業はいまだ多く残されている。

2 . 研究の目的

それゆえ本研究は、従来の私自身によるボルドー地域史研究を深めつつ、ひきつづき地域権力の史的特質を具体的に究明するものとなった。

さしあたり設定した問題とは、「地方名望家」がとりもった帝制との関係は一般に「暗黙の負担」といわれるが、このいわば受忍論ともいいうる歴史理解やその思考枠組にとらわれることなく地域的固有性を理解したい、帝制の体制転換に関する所説（「権威帝制論」・「自由帝制論」など）との関連において、体制転換が地域権力に対してもつ歴史の意味を考究する、ということであった。換言すれば、本研究は帝制統治に対して地域

社会の側からいかなる反作用がなされたのかを実証的に探る事例研究である。

以上の問題意識のもと、前課題にひきつづき本研究は、CCBxをはじめ、ジロンド県会、ボルドー市会などの地域権力諸機関をも視野にいれた地域権力の構造・機能の解明をめざし、地域権力のありかたの実態や、それと帝制との関係をより具体的に分析することとした。課題としては、農業会議所をも含めた人的構成とその地域権力的意味を探り、地域権力圏ともいべき実態とその変容を、より具体的に明らかにする作業、CCBxによる砂糖問題へのとりくみの意味をさらに深く分析する必要、という大きく二つの問題系があった。

とりわけ第二点目については、ワインの「質」向上をめぐる論議も同時期にあったことをあわせて考慮すれば、この問題は1855年格付制定の論理にも通底していたと考えられる。今回とくに注目したのは、帝制の統治論理をよく反映すると考えられる1855年のパリ万国博覧会に対する地域権力の対応であり、ブルゴーニュ地方という他の銘醸ワイン産地との比較を強く意識しながら、1855年につづく時期を可能なかぎりカヴァーする方向で検討をすすめていった。

3 . 研究の方法

(1) 公的場におけるワイン問題

前課題〔H20-23 基盤C〕の継続的検討として、パリ万博へのワイン出品をめぐるボルドーでの動向や、パリ・ボルドー間の交渉などに注目し、帝制当局側の論理と、それに対するボルドー側の対応を比較検討し、公的場のレベルで観察されるワインの利害状況を補完的に探る。このために、CCBxと県内各地域、中央万博委員会とのやりとりに注目することにした。

パリ万博へのワイン出品過程に関する分析は、CCBx以外の多様な権力的契機（ないし権力的要素）が混沌として錯綜する場へとわけいり、地域権力の複雑な作用のありかたを解きほぐすための前提となる作業のひとつに位置づけられる。それはまた、ジロンド県の地域権力、ないしそれと帝政権力の関係などをひもとくうえで、ひとつの参照系としての価値をもつ。

(2) 農業会議所の制度と機能

このサブテーマは、前課題〔H20-23 基盤C〕でとりくんだCCBxを中心とする地域権力のありかたを補完的に検討する作業の一環をなしている。これは、帝制の制度的プリズムをとおして発現すると考えられる地域権力の視点から帝制権力と地域権力の関係へとアプローチする試みである。

それはまた、ボルドー（ないしジロンド県）の枠組みにおいて、帝政の万博政策とそれへの対応という、議会制度をはじめとする政治回路には属さない側面に着目しての地域権力をめぐる考察であり、ワイン出品という地域的課題に対していかに差配するかという権力作用の側面にアプローチする試みの一環である。これにより、県内各郡の農業会議所が同県の主要な葡萄栽培地域を代表するにもかかわらず、万博へのワイン出品が決定される過程において消極的な姿勢をみせていたという事実がもつ意味を、さらに農業会議所の制度的性格の側面から再検討する。

(3) ワインづくりをめぐる諸問題

上記(1)・(2)をすすめるなかで浮上したサブテーマである。すなわち、ワインづくりをめぐる思想的立場が、ワイン生産地域の政治的偏差と表裏の関係においてあらわれたのではないかと、換言すれば地域権力の機能にとって無視できなかったのではないかと、この作業仮説にたち、ワイン生産技術のありかた、およびそれと密接な関係にあるワイン格付の思想に着目する。

ワインづくりをめぐる思想的立場への着目は、全国レベルであらわれたワインづくりの思想的対立を看取り、そこから地域間の差異とその要因をとらえるために設定された考察対象である。後者のワイン格付の思想への着目は、1855年格付の制定に典型的に表現されるとおり、ワイン生産には何らかのヒエラルキー化の契機が潜在するのではないかとこの予想にもとづく。

(4) 史料

主な史料は、ジロンド県文書館とボルドー市立文書館に保管されるボルドー側の地域権力を体現する機関（多くはCCBxと農業会議所）に関するものであるが、CCBx議事録、政府・中央委員会とのあいだで交わされた書簡、報告書などのほか、万博関連文書（ジロンド県万博委員会の議事録など）や各種の選挙記録・議員名簿等のローカル人材登用に関するもの、県知事による市長任命関連文書などである。

4. 研究成果

(1) 公的場におけるワイン問題

(a) 万博出品をめぐる県内諸地域との関係

そもそも、パリ万博にワインを出品しようという発想はボルドーにみられなかった。ジロンド県万博委員会において、ワインが組上にのったのは万博開催の約5カ月前のことにすぎない。県万博委員会がワイン出品に舵を切った背景には、ブルゴーニュとシャンパーニュの両地方がそれを決定したという事実

に接したことが大きい。

このうちブルゴーニュ地方についていえば、ディジョン商業会議所会頭がコート＝ドール県万博委員会委員長を兼任しており、両組織の連絡が緊密だったという事情もさることながら、両組織それぞれに属する商人と葡萄畑所有者の連携がうまくとれていたことが大きいように思われる。

当初CCBxは、出品すべきワインを募集するにあたり、県内各コミュン首長にそれぞれの地域を代表するワインを推薦するよう依頼した。このことは、商人によるワインづくりが主流であったボルドー地方のありかたと表裏一体をなすものであろう。なぜなら、各コミュンを代表するワインとは、商人支配下でないそれを意味するからである。

結果として、万博に出品されたワインはきわめて限定された種類・本数となった。しかも、その品揃えは1855年格付にリストアップされたワインと多く重複する。これは、CCBxが格付ワインを中心とする上質ワイン利害の代弁者としてふるまった側面を表現する。ここで、格付ワインとは別の商人利害に着目する余地がでてくる。この側面として本研究が重視することになるのが、同時期にCCBxが帝国政府に対して要望していた砂糖関税引下げや外国産ワイン輸入自由化の諸問題であり、これらは商人によるワインづくりの問題へと収斂する。

(b) 格付ワインと商人ワイン重視の傾向

出品めぐる会議所と帝国万博委員会の対立について、前課題[H20-23基盤C]では当該委員会（＝帝制当局）がサンシモン主義的立場から産業振興や中小生産者重視といった方向性を強くおしだしていたことを示した。中央万博委員会が「中小生産者を重視すべし」という原則を堅持するのに対して、CCBx（＝大商人層）はその原則を正面から否定するわけでないが、地元の格付ワイン（グランクリュ）を重視しつづけたのである。

CCBxの主張は、その一部について、グランクリュ重視の姿勢を貫徹することに成功するという形で成就したのであるが、前課題[H20-23基盤C]では部分的にはあられ、中小生産者重視の原則もまた甘受せざるをえなかったものと暫定的な結論をくだしておいた。その後、エチケット貼付問題について分析をすすめたところ、次のような経緯が明らかになった。つまり、中央万博委員会委員長ジェロム・ボナパルトがCCBxに対して「オーナー名、クリュ名を記載しないのは、生産者が商人よりも前に報いられる権利を有す」という万博の原則に反するがゆえに、生産者独自のエチケット貼り付けを主張したのに対して、CCBxは反論書簡のまさに前日(1855年4月18日)に確定した1855年格付の「正式 officiel」文書を盾にしてボルドー固有の秩序が伝統的に存在しつづけてきたとの抗弁

をして徹底抗戦の構えをみせたのである。

以上より、出品されたワインの陣容は商人論理を忠実に表現しようとの考えのもとに企図されたものであり、それゆえ 1855 年格付もまた同じ意味をもたされていたと考えることができる。CCBx にとって、ワインはすぐれて商人の生産物だったのである。

ところで、前課題では、帝制当局の「個」と CCBx の「集団」という論理的対比を読みとることが可能なのではないかと、という見通しも示しておいたが、本研究によりこの考えが補強された。CCBx は、ワイン単独出品やエチケットの問題が個人的競合を招来し、それゆえボルドーワインの一体性をつきくずすとして拒絶し、結果としてボルドーワインを代表するとの体裁のもと CCBx 出品ワインをパリに送ったのであった

以上の経緯はいずれも、帝制権力に対抗する地域権力の姿を鮮明に表現する。

(2) 農業会議所の制度と機能

(a) 制度的特徴

商業会議所とともに、公益施設という法人格を付与され、官と民の中間的位置づけをもつといえる。換言すれば、両者ともより実務的な行政事項の遂行をにないつつも、中央政府への意見表明により議会に近い存在となる。議会などの政治ルートとは異なる機構ではあるものの、それに準ずる制度的存在として無視できない。

その一方で、農業会議所に対する統制が商業会議所よりも強められたことは、体制にわたる農村の重要性を物語る。じじつ、農村のボナパルティズムが帝制にとって不可欠の支持基盤であることはすでに多くの先行研究が指摘するところである。農村は、工業化の本格的進展という側面が脚光を浴びれば浴びるほど、その保守的性格がズームアップされがちである。しかし、帝制権力が「個」の重視をつうじて農村統治をすすめていた既述の側面を考慮すれば、帝制権力の史的特質に迫るうえで、政治基盤としての農村についてさらなる研究の余地がありそうである。

ところで、前課題 [H20-23 基盤 C] では、商人がまさに県内各地の葡萄栽培地域を地盤としてジロンド県会や農業会議所などの公的機関に参画することが可能になっていたのではないかと、との展望(作業仮説)を示しておいた。しかし、帝制前半期をみるかぎり、事前の予想に反して農業会議所に商人の進出はごく限定的であることが確認された。いいかえれば、会議所構成員を基軸とする地域権力のネットワーク(ないし地域権力圏)ともいえるものを浮き彫りにする試みは、ジロンド県内の複数の地域権力圏(それは時として部分的にかさなりあうこともありうる)の析出という方向で再検討する余地がありそうなのが判明した。

農業会議所は、カントンレベルでの地域権力に根ざすローカル名士の集まりであり、郡と県のレベルでの存在感はごく例外的にしか観察されない。その具体的事情について、万博委員会の事例をもとに考えようとする試みが次の(b)である。

(b) 帝制権力との対峙

各郡担当万博委員の任命との関係をめぐって、バザス郡を筆頭にプライユ郡、ラ・レオル郡などにおいてとくに、万博委員として各郡によって推薦された農業会議所員が多数派を占め(史料の欠けるボルドー郡、リブルヌ郡をのぞく)、なおかつラ・レオル郡とバザス郡では農事共進会からの推薦もなされたことが確認される。他方で、私的組織である農事共済会による農業会議所員の推薦が県知事によって選好された形跡もあり、実質的に農事共進会が機能し、郡よりも狭域のレベルで影響力を保持しつづけていた可能性も考えられる。

以上のことは、パリ万博準備のための県委員選出プロセスの分析結果と同様に、上からの権力体系たる県知事権力が、下からのそれであるところの地域権力を無視することができなかったのではないかと、またそうであるがゆえに県知事権力がそれをみずからの権力体系へととりこもうとしたのではないかと、という新たな作業仮説を生むこととなった。

ボルドーワイン史研究者ルディエは、1850年代にウドンコ病への対処をめぐって活発な対応を示した人びとに着目して、商人のみならず地域の農村社会に根ざした、土地所有者層を中心とする農業関係者もまた、ボルドー商業会議所の商人層とならんで県経済のリーダ群を構成していたとする指摘をおこなったが、本研究にみる農業会議所員はまさしくその主張を追認するものといえる。

(3) ワインづくりをめぐる諸問題

(a) 砂糖関税引下げ問題からみえること

砂糖関税制度の改革のために、CCBx は補糖(シャプタリザシオン)や砂糖のアルコール転化などの問題を、ワイン生産とのかかわりにおいて、1854年から55年にかけて政府当局に対しくりかえし表明していた。それは、ワイン業利害にみる危機感(1850年代のウドンコ病により惹起された葡萄栽培の激減に起因)のあらわれでもあった。このことは、砂糖問題がワイン問題との密接な関係にあったということを端的に表現する。

ここで、商人層がワイン製造者でもあったという側面とあわせて考えれば、上の経緯は容易に理解できる。換言すればそれは、ワイン生産に関する危機感、より正確には商人によるワインづくりの難局と表裏一体になって表明された商業界の立場であったといえる。付言すれば、農業会議所と商業会議所の

あいだには、ウドンコ病に起因する葡萄不作に関する態度の相違が明確に看取されたが、それは葡萄栽培との関与度合いの違いに応じた態度の差異を反映したものであろうし、何より商人のワインづくりが地元産の葡萄のみに依存する必要はなかったわけである。

ただし、このようにして表明される利害とは並級ワインのそれであろう。つまり、それはグランクリュというよりも、むしろそれ以外のワイン利害（多く中小生産者としてのシャトーのそれ）として表明されたと考えられる。こうした立場が、万博へのワイン出品に消極的だった農業会議所（＝地域の葡萄園主、葡萄栽培者）をリードするにいたったということは、十分に考えられる。

(b) ワインづくりの思想とその地域的差異

とりわけ 1860 年以降にみられる「人工ワイン」と「自然ワイン」の対立的立場が、萌芽的であるにせよ注目される。

もっとも「人工ワイン」とは、ブルゴーニュの葡萄栽培者から投げかけられた、ワインづくりにおける商業的実践に対する批判のための用語法であって、それがかならずしも実態を忠実に反映しているわけではない。そのような言説が表出した背景には、むしろ葡萄栽培に対する商人的支配の程度の差異が横たわるのではないか。裏をかえせば、この側面はブルゴーニュにおいてワイン格付が畑単位でおこなわれていくことと無関係ではなからう（同時期にラヴァルによる格付の試み）。

他方、「人工ワイン」との批判をうけた商業的実践との関連でいえば、ボルドーのほうが商人による農村支配が強かったのではないかと考えが浮上する。この考えかたの延長線上に位置するのであろうか、ボルドーの商人論理においても、ワイン生産の特殊性として「自然」への言及がみられ、これは 20 世紀初頭からはじまる法制化にみられた「生産圏 *aire de production*」論に到達しうる潜在的思想を内包するように思われる。

ワイン格付思想については、ボルドーの事例を中心に、「クリュ」概念に即して 1855 年の「公式な」格付の成立にいたるまでの歴史的展開を探った。これにより、「優越性に応じて」階層化された質の階梯という観念が強化されたこと、他方において社会的要素がクリュ概念に最終的に内包されるようになったことを明らかにした。このことは、「クリュ」という概念のなかに、それぞれ自然と人とかかわる観念的要素が明瞭に、しかしながら矛盾を露呈しつつ含まれたことを物語る。

(c) AOC 法制化との関連

1935 年以降の AOC（原産地統制呼称）法体制の到来は、「質」と「原産地」を厳格に定

義して、一見「ボルドーワイン」という歴史的呼称から商人論理（ワインづくりの方法）を排除したかにみえた。しかし商人のワインづくりは、制約をうけはしたものの、「質」と「原産地」の接着剤として「ローカル慣行」や「名声」を尊重すべきとする規定がくみこまれたとき、AOC 法体制を力強く生きのこることを約束されたといえる。そのことは、ボルドーの上質ワインに関する 1855 年格付（＝商人的論理）が現在にいたるまで健在であることに象徴的に表現されるように思われる。

(4) 今後の課題についての整理

以上においてえられた成果は、同時に今後の研究のための新たな作業仮説として位置づけられる。依然としてなすべき課題は多いが、当面、とりくむべきなのは以下の諸点である。

帝制への「暗黙の加担」論

「暗黙の負担」論では、全国レベルで進行する政体変革への無関心や中央権力（帝政権力）に対する地方側の受忍、諦念の側面が指摘されることが多いが、帝政との「默契」はデリケートな提携関係であって、むしろそこには対立をも含む緊張関係（協調・妥協）や能動的側面を視野にいれるほうが、地域社会の実態をより鮮明に、生き生きと描きだすことができることだろう。エチケット貼付問題にみられたような万博をめぐる CCBx の態度は、その一側面にしかすぎない。さらに分析を深めるためには、帝政権力・地域権力の両権力の界面ともいべき交差領域に接近して、そこにみるより多くの諸事象を比較検討することも必要になってくることだろう。冒頭に言及した体制転換論も、この方向からひきつづきとりくむ必要がある。

地域権力の重層的圏域？

複数公職の兼職によって、ジロンド県内に広がるいわば地域権力ネットワーク（ないし地域権力圏）ともいえるものが構造化されていたのではないかという、前課題 [H20-23 基盤 C] からの予測はいまだ十分に実証されていない。それは史料的問題もさることながら、どのような分析方法が有効かという問題が未解決であるためである。そのため、今後は隣接諸科学の諸成果に学ぶことも不可欠となる。

一般に、複数公職の兼職が多いほど、同一人物が複数の公的場（あるいは地域住民の面前）に姿をあらわすことになるとともに、地域権力は一定の利害に傾く傾向をもつと考えられる。こうした地域権力のありかたを、地域内における偏差を考慮しつつ、CCBx にこだわりつつも、少し視野を広げて県全域を考慮にいれ、地域的偏差をそのなかでとらえかえすことが、残された課題ということにな

ろう。

より大きな問題系としては、帝制統治との関係において、中央政府の人材が地方議員として在地化するなどして地域権力圏にくいこみ、従来の地域権力保持層の相対的な弱体化を誘引するといったような、地域権力のダイナミズムをより多くの具体的事例をつづいて読み解く必要もある。

ワインづくりの思想から地域性へ

AOC 法体制の成立とは、見方をかえればワインづくりの一部を商人からうばい、ワイン生産のありかたを葡萄栽培と商業とに配分しなおす試みに等しい。つまり、AOC 法体制のもとでは、葡萄栽培と商業のバランスをいかに保持するかという問題が提起されつづけることになろう。この新たな作業仮説にたち、歴史の連続と断絶の諸相を嗅ぎわける姿勢のもと、新旧要素の並存という側面こそが検討対象とされねばならない。

商人論理が現代の AOC (原産地統制呼称) 法にいかにして適応していったのかという問題をめぐる、より詳細な分析はもちろん今なお多く残されている。このことは、とりわけ 1855 年の時点ですぐれて観察されたワインと地理的・自然的要素の関係性への着目という側面が、商人のワインづくりという人為的要素の強い側面といかなる関係にあるかという問題にもつらなると考えられる。

筆者がまずもって解決しておかねばならないと考えているのは、AOC 法制化の過程で 1908 年までに登場するにいたった「生産圏」概念の歴史的な性格についてである。この概念をめぐる法制化 (= 中央権力のベクトル) とそれに対する地域側の反応 (= 地域権力のベクトル) の関係分析が、地域権力の論理をより具体的に明らかにするのではないかと考えがでてきたためである。

これにつづき、ローカルレベルでの「慣行」や「名声」にかかわる問題、およびそれをめぐる政治的・社会的対立の具体相の分析、AOC 立法者カピュの原産地統制呼称に関する構想とその思想的源泉などの諸課題がすぐさま浮上する。とりわけ後者は、現代においてすぐれて自然的条件を重視する「テロワール」観念につらなる問題性を内包する。しかしそもそも、人為的操作なくしてワインは生まれないのであり、ここにこそ内包される「人」にかかわる要素をより積極的に分析対象とする価値がある。

以上の新たな作業仮説にもとづきつつ、地域間比較の観点をより前面にだしつつ、具体的レベルでの実態分析を今後とも着実に蓄積していきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

〔雑誌論文〕(計 4 件)

野村啓介「近代フランス・ボルドー地方におけるワイン格付思想と商人論理 「クリュ」概念の史的展開を手がかりに」『歴史』(東北史学会) 第 128 輯, 2017 年 4 月, 1~23 頁(査読有)

野村啓介「近代フランスにおけるワインづくりと商人論理 ボルドー地方の事例をつづじた原産地呼称制度前史」『国際文化研究科論集』(東北大学大学院国際文化研究科) 第 24 号, 2016 年 12 月, 57~71 頁(査読有)

野村啓介「フランス第二帝制下のボルドー商業界とワインづくり 1850 年代ボルドー商業会議所における砂糖関税論議と手がかりとして」『ヨーロッパ研究』(東北大学大学院国際文化研究科ヨーロッパ文化論講座) 第 10 号, 2015 年 3 月, 155~202 頁(査読無)

野村啓介「フランス第二帝制下の農業諮問会議所と地域権力 ジロンド県の事例」『ヨーロッパ研究』(東北大学大学院国際文化研究科ヨーロッパ文化論講座) 第 9 号, 2014 年 3 月, 109~138 頁(査読無)

〔学会発表〕(計 1 件)

「ボルドーワインの「テロワール」とネゴシアン」, 日本建築学会都市史小委員会シンポジウム 2014-17 年度クール「都市と大地」シリーズ 第 2 回『都市とテロワール/耕される大地と資源』, 平成 27(2015) 年 12 月 11 日, 法政大学(梗概集「ボルドーワインの「テロワール」とネゴシアン」『都市とテロワール: 耕される大地と資源』, 日本建築学会都市史小委員会シンポジウムシリーズ都市と 大地, 9~12 頁)

〔図書〕(計 1 件)

野村啓介「近代フランス・ボルドーの商人と地域権力 1855 年パリ万国博覧会とワイン」, 玉木俊明, 川分圭子他(共著)『商業と異文化の接触 結合される世界の経済』吉田書店, 2017 年 6 月, 477~507 頁(査読無)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

野村 啓介 (NOMURA KEISUKE)

東北大学・大学院国際文化研究科・准教授
研究者番号: 00305103

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし

(4) 研究協力者 なし